

第3編 計画の推進体制

1 障害保健福祉圏域

障害のある人は、市町村ごとの対象者が少なく、障害の種類によっても対応が異なることから、施策によっては、一つの市町村だけでは実施困難なもの、広域的に対応した方が効果的なものがあります。

このため、第4次計画で設定した障害保健福祉圏域と同様に4つの圏域を設定し、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施策展開を実現するため、障害保健福祉圏域ごとに検討を進めることとします。

ただし、圏域の範囲や機能については、今後必要に応じて見直します。

- ・富山圏域…富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
- ・高岡圏域…高岡市、射水市、氷見市
- ・新川圏域…魚津市、黒部市、入善町、朝日町
- ・砺波圏域…砺波市、小矢部市、南砺市

(単位：人)

圏域名	総人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者
		身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳所持者数
富山圏域	484,278	21,097	4,020	4,457
高岡圏域	292,405	11,920	2,557	2,441
新川圏域	109,990	5,041	969	787
砺波圏域	120,440	5,239	1,182	1,025
県計	1,007,113	43,297	8,728	8,710

※総人口は、2023（令和5）年9月1日現在（富山県人口移動調査）

※各手帳所持者数は2023（令和5）年3月31日現在

2 施策の推進体制

障害者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療、生活環境、雇用・就業、教育など幅広い分野にわたることから、関係部局が緊密に連携し総合的に取り組みます。

また、障害のある人やその家族、障害の特性に応じた様々なニーズに応えていくためには、国や市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体など多様な主体が関わり、適切な役割分担のもと、連携・協力を図ります。

特に、障害福祉サービスの実施主体である市町村との連携・協力体制を強化し、協働して障害者福祉の向上に努めます。

(1) 県民の役割

- ・障害のある人は、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、その人の特性や能力に応じて、自立を目指し、社会に貢献していくことが期待されます。

- ・地域住民は、障害や障害のある人について理解を深め、地域行事等での交流などを通じて、とともに、障害のある人の地域生活への理解と支援に協力することが期待されます。また、NPO・ボランティア活動等に自発的・主体的に参加するなど、共生社会の実現に向けて地域社会における役割を果たすことが期待されます。
- ・NPO・ボランティアは、その特徴である機動性や柔軟性を活かして、地域のニーズに応じて、障害のある人の社会参加の機会づくりなど、地域コミュニティの再生・活性化の担い手となることが期待されます。

(2) 福祉サービス事業者、各種団体、企業の役割

- ・福祉サービス提供事業者は、障害のある人の状況に応じた適切なサービス提供を行うとともに、サービス内容の情報提供やサービスの評価などによる質の向上に努め、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することが求められます。
- ・障害者団体は、障害のある人の障害特性や障害により必要となる援助や配慮などのニーズを把握し、自主的な支援活動や各種周知・啓発活動などを展開することが求められます。また、障害のある人及びその家族同士、地域住民等との交流により、相互理解の促進を図ることが期待されます。
- ・企業は、地域社会を構成する一員として、ボランティア活動などの社会貢献活動の環境づくりや障害者雇用の拡大と職場定着を積極的に進めることなどにより、障害のある人の自立を支援していくことが期待されます。

(3) 行政の役割

- ・市町村は、障害のある人を含む地域住民に最も身近な行政機関として、率先して住民のニーズの把握に努める必要があります。また、障害のある人やその家族等からの様々な相談に応じるとともに、各種サービスの提供を適切に行うなど、地域の実情に応じたきめ細かな施策を計画的に推進し、総合的な支援を住民に提供する役割を担います。
- ・県は、障害者計画等を策定し、県全体の施策の方向性を示すとともに、市町村が求められている役割を確実に發揮できるよう、市町村への技術的・財政的支援、情報提供、広域的な調整のほか、人材育成や専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な事業の実施などの役割を担います。また、市町村と連携し、地域住民や民間事業者等の活動を支援するなど、総合的かつ効率的な施策を展開します。なお、施策の推進にあたっては、真に必要なサービスを持続して提供できるよう、サービスの重点化や効率化に留意し、各種制度や財政措置など必要に応じて国に働きかけていきます。
- ・国は、地方公共団体が必要なサービスを障害のある人に持続して提供できるよう、安定的な制度の構築と運営、財源の確保などの役割を担う必要があります。

3 計画の進行管理

計画の進捗状況等を、障害者団体や学識経験者、市町村の代表等からなる「富山県障害者施策推進協議会」に適宜報告し、その意見を踏まえ計画の適切な進行管理を図ります。

また、障害のある人を取り巻く社会情勢等の変化があったときは、「富山県障害者施策推進協議会」等で意見を聴取するとともに、障害者団体や県民等のニーズを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。